

UNISEC 不正防止対策基本方針

1. 不正防止の体制と役割

○ 最高管理責任者 ・ ・ ・ ・ ・ 理事長

UNISEC の不正防止対策全体を統括する。監査の適正な運営及び管理について最終責任と最高権限を持つ。

○ 会計事務統括管理責任者 ・ ・ ・ ・ ・ 事務局長

最高管理責任者を補佐し、UNISEC における競争的資金等の会計事務を統括する。

○ 会計担当者 ・ ・ ・ ・ ・ 事務局職員

競争的資金等の経理事務を行うと共に、競争的資金等の不正防止を図るための対策を実施し、実施状況を会計事務統括管理責任者に報告する。

2. 行動憲章

公共性と社会的使命・責任を強く自覚するとともに、職務の遂行に際して高い倫理観を保持し、教育研究活動の目的を実現するために行動憲章を策定する。

3. 適正な運営・管理の基盤となるルール等の整備

法令等を遵守するとともに、UNISEC が定めるコンプライアンス規程及び競争的資金等の運営・管理規程、研究者倫理規程に基づいて、適正な運営・管理を行なう。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者の下で不正発生要因の把握と対応策の検討、不正防止計画の策定及び実行のモニタリングを行なう。

5. 取引に関与する業者の協力

UNISECの規則等を遵守し、不正に関与しないことを徹底するため、UNISECの規則等の説明及び誓約書の提出を求める。また、不正が認められた場合は、取引停止を含む厳正な処分を行う。

(相談窓口)

競争的資金等に係る事務処理手続及び使用等に関し、不明・疑問があれば以下に問合せ下さい。

UNISEC事務局 小沢美治夫 TEL : 03-5800-6645 ozawa@unisec.jp

(通報窓口)

UNISEC の活動に関して不正・違法・反倫理的行為といった違法行為等が発生し、または発生する可能性が高いと判断した場合、以下の通報窓口に連絡ください。

本窓口は、UNISEC 内外を問わず、UNISEC に何らかの関係があるすべての方々が通報いただけます。

通報をされた方に関する情報は調査等に必要な範囲でのみ使用し、そのプライバシーを保護し、その他の目的では一切使用いたしません。また、ご相談・通報などの内容、調査過程で取得した情報および個人情報についても秘密を厳守し、外部に開示いたしません。

UNISEC事務局 小沢美治夫 TEL : 03-5800-6645 ozawa@unisec.jp